

## 国民年金の任意加入と付加年金で年金を増やしませんか

### ■60歳から任意加入して年金額を増やせます

国民年金の老齢基礎年金額の満額(792,100円、平成20年度)を受け取るためには、20歳から60歳までの40年間(480か月)の国民年金保険料を完納しなければなりません。国民年金に加入していなかった期間や、やむを得ない事情により国民年金保険料を納められなかった場合、それに応じて年金額は少なくなります。このため、国民年金には本人の申し出により“60歳～65歳未満”の5年間、保険料を納めることで65歳から受け取れる老齢基礎年金を増やすことができる任意加入制度があります。

<任意加入の対象者>

次の①～③のすべての条件を満たす人が任意加入の対象者です。

- ①国内に住所を有する60歳以上65歳未満の人
- ②老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない人
- ③20歳から60歳までの年金保険料の納付月数が480月未満の人

<保険料>

▽月額14,410円(平成20年度)です。

▽前払いにより割引される前納制度もあります。

▽保険料の納付方法は、原則として口座振替です。

(注)保険料免除は利用できません。

### ■月々プラス400円(付加年金)で受け取り額を増やせます

第1号被保険者(および任意加入被保険者)は、月々の定額保険料に付加保険料(400円)をプラスして納めることで、老齢基礎年金に上乗せされた年金が生涯受け取れます。

(例)付加年金を5年間納めた場合、年間(200円×60月)分の年金がうけとれます。付加年金を2年間受給すると納付した付加保険料総額と同額となります。

(納付額)400円×5年(60月)=24,000円

↓(1年間に受け取る付加年金額)

200円×5年(60月)=12,000円(年額)

▽定額保険料の納付を行った月分のみ付加保険料を納付することができます。

▽支払った保険料は、全額社会保険料控除になります。

▽付加年金額は定額ですので、物価等によって増額や減額はしません。

▽第3号被保険者、国民年金基金加入者は利用できません。

申し込みに必要なもの 年金手帳 (口座振替を希望する場合は口座の預金通帳及び届出印)

詳しくは、市役所年金係へ問い合わせてください。

■申込・問合せ先 市民課 ☎(内線262)

## 住民票・戸籍謄抄本などの交付請求には本人確認書類の提示が必要です

戸籍法・住民基本台帳法の一部改正に伴い、虚偽の交付請求を防止し、市民の個人情報を守るため、5月1日から住民票の写し・戸籍謄抄本などの交付請求時に、窓口に来た人の本人確認を実施しています。

交付請求の際は、本人であることが確認できる次の書類の提示が必要となりますので持参してください。

なお、同一世帯外・同一戸籍外(第三者)の方が交付申請する場合には交付対象者からの委任状が必要になります。また委任された人の本人確認と、書類を必要とする明確な理由を伺い、場合によっては資料の提示を求めることがあります。ご理解とご協力をお願いします。

### ■本人確認のための書類一覧

	本人確認証の種類	
ア	<ul style="list-style-type: none"> <li>■運転免許証 ■旅券(パスポート) ■船員手帳 ■海技免状 ■小型船舶操縦免許証</li> <li>■猟銃・空気銃所持許可証 ■戦傷病者手帳 ■宅地建物取引主任者証</li> <li>■電気工事士免状 ■無線従事者免許証 ■住民基本台帳カード(顔写真付)</li> <li>■官公庁が発行する証明書および各種免許証等(顔写真付) ■療育手帳</li> <li>■身体障害者手帳 ■外国人登録証明書</li> </ul>	1種類を 持参してください
イ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■国民健康保険証 ■健康保険被保険証 ■船員保険証 ■共済組合員証</li> <li>■介護保険被保険証 ■国民年金手帳(または証書) ■厚生年金手帳(または証書)</li> <li>■共済年金証書 ■恩給証書 ■印鑑登録証明書 ■クレジットカード</li> <li>■キャッシュカード ■預金通帳</li> </ul>	2種類を 持参してください
ウ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■学生証 ■社員証(法人が発行した身分証明書)</li> <li>■公の機関が発行した資格証明書(顔写真付き)</li> </ul>	(イ)+(ウ)の2種類を 持参してください

■問合せ先 市民課 ☎(内線262)